

報 道 資 料

令和2年12月6日
農業水産振興課鳥獣対策係
豊田・小島
0742-27-7480
内線 4012

県内（五條市）における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認にともなう 野鳥監視重点区域の指定について

令和2年12月5日、県内（五條市）の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、環境省により発生農場の周辺半径10km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化することとしましたのでお知らせします。

1. 経緯

- 12月5日（土） ・ 県は農場から死亡鶏増加の報告を受け、当該農場への立入検査を実施。
・ 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性を確認。
- 12月6日（日） ・ 県のPCR検査の結果を踏まえ、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

2. 今後の対応

- （１）発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。
- （２）環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大防止をするための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。

3. 留意事項

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。